

令和5年9月11日

保護者の皆様

川崎市立野川小学校
校長 伊藤 肇

感染症に罹患した場合の登校許可書の取扱いについて

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

学校においては、学校保健安全法施行規則第19条で、別表の感染症に罹患した場合には出席停止期間が決められております。

川崎市立学校においては、以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の観点から医療機関が発行する登校許可書の提出の協力を保護者様をお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行による医療のひっ迫を回避するために、この2つの感染症に限り、当面の間、医療機関が発行する登校許可書の提出を求めないこととしております。

新型コロナウイルス感染症あるいは季節性インフルエンザと診断された場合は、療養期間を医師に確認して担任にまでお知らせください。十分に回復してから登校するようにしていただきますようお願いいたします。

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

「発症した後（発熱した日を0日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】

「発症した後（発熱した日を0日目として）5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで出席停止とする。」

※出席停止解除後、発生から10日を経過するまではマスクの着用が推奨されております。集団感染を防ぐためにご協力お願いいたします。

別表（公益社団法人 学校保健会HPより）

【学校感染症】

表4 出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(※)	治癒するまで	
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日(幼児3日)が経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸チフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	パラチフス	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	その 他の 感 染 症	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登校可能 B型・C型:出席停止不要
		手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)		
伝染性軟属腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける)		
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール、入浴は避ける)		

※第1種学校感染症:エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

※新型コロナウイルス感染症:発症後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで出席停止
(第2種に追加)